

就業第1658号
令和5年11月17日

各部（局）長様
教育庁教育長様

商工労働部長

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の周知について（依頼）

日ごろから、商工労働行政の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

商工労働部では、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげることを目的に、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金」を創設しました。本支援金は、「奨学金返還支援制度（※）」を新たに導入した事業者に対し最大50万円の支援金を支給するものであり、申請期間を今月14日から令和6年2月29日までとしています。

本支援金の対象事業者は、府内に本社又は事業所のある中小企業等としており、社会福祉法人や医療法人、財団法人、学校法人、特定非営利活動法人なども含みます。

各部局におかれましては、関係機関や業界団体、連携団体等を通じ、本事業の周知に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

※「奨学金返還支援制度」とは、奨学金を返還する従業員等に対して企業等が奨学金返還額の全部又は一部を手当等として支給する制度、又は企業等が従業員等に代わって奨学金の貸与団体に対して直接返還する制度のこと。

- 添付資料：
 - ・大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金 広報用チラシ
※関係機関や業界団体等に配布する広報用チラシ必要部数を
下記問合せ先までご連絡ください。
 - ・周知用メールマガジン文案
- ホームページ：大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/shogakukin/shienkin.html>

<問合せ先>

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課

担当者 企業支援グループ 浦・塩崎・福元

電話 06-6360-9074（直通）

メール shugyosokushin-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp